

災害時等における応急対策活動に関する協定書

三条市(以下「甲」という。)と三条まちづくり協力会(以下「乙」という。)とは、三条市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)における甲が管理する道路、河川、公園、学校等公共の用に供する施設(以下「公共施設等」という。)の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るために実施する応急工事その他の災害の応急対策(以下「応急対策」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、三条市地域防災計画に基づき、災害時等における公共施設等の応急対策の実施に関し、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他の異常な自然現象又は大規模な災害などによる被害をいう。

(協力の要請)

第3条 甲が、災害時において必要があると認めるときは、乙に対して公共施設等の応急対策の協力を要請することができる。

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、原則として甲の職員の指示に基づき応急対策について協力するものとする。

(要請の方法等)

第5条 第3条の要請は、原則として次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 応急対策を実施する場所

(2) 被害の状況

(3) 応急対策の内容

(4) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について確認し、災害時等に支障をきたさないよう、日頃から点検及び改善に努めるものとする。

(連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策に関する連絡責任者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(経費の負担)

第7条 甲の要請により、乙が応急対策の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

(労災補償)

第8条 応急対策の実施により乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の会員の労災保険により補償するものとする。

(損害賠償)

第9条 応急対策の実施に伴い障害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議の上、定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

(協定の期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、この協定は更に1年間更新するものとし、以後についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年4月25日

甲 新潟県三条市旭町二丁目3番1号
三条市
代表者 三条市長 滝沢 亮

乙 三条市直江町4丁目21番18号
三条まちづくり協力会
代表 高取 和由